

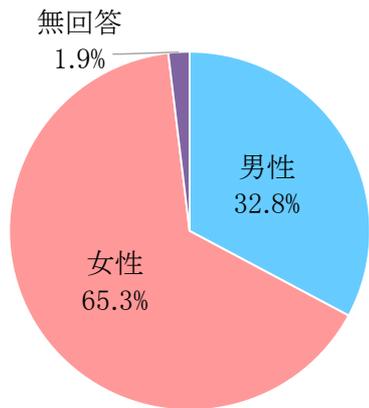
令和5年度食の安心・安全アンケート結果について

実施期間：令和6年1月

回答人数：265人

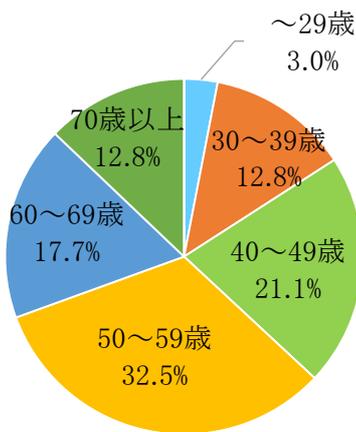
対象者：京都府広報モニター

回答者の属性



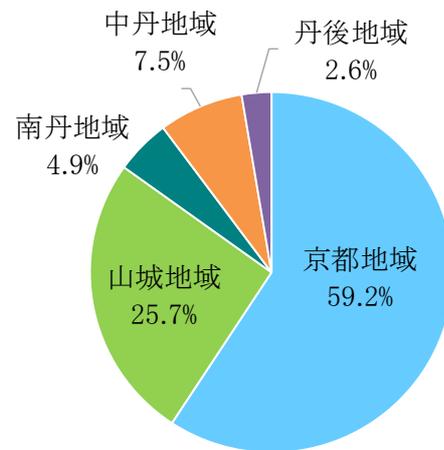
性別

男性：87人
女性：173人
無回答：5人



年齢

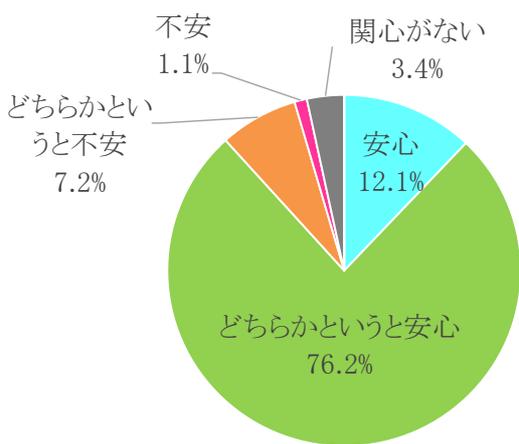
~29歳：8人
30~39歳：34人
40~49歳：56人
50~59歳：86人
60~69歳：47人
70歳以上：34人



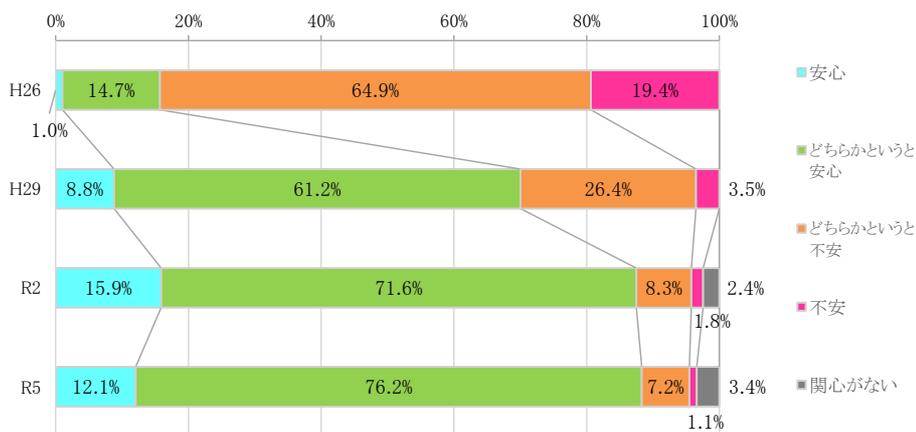
居住地域

京都地域：157人
山城地域：68人
南丹地域：13人
中丹地域：20人
丹後地域：7人

設問1 京都府の食の安心・安全について、どのように感じていますか。



安心：32人
どちらかといえば安心：202人
どちらかといえば不安：19人
不安：3人
関心がない：9人



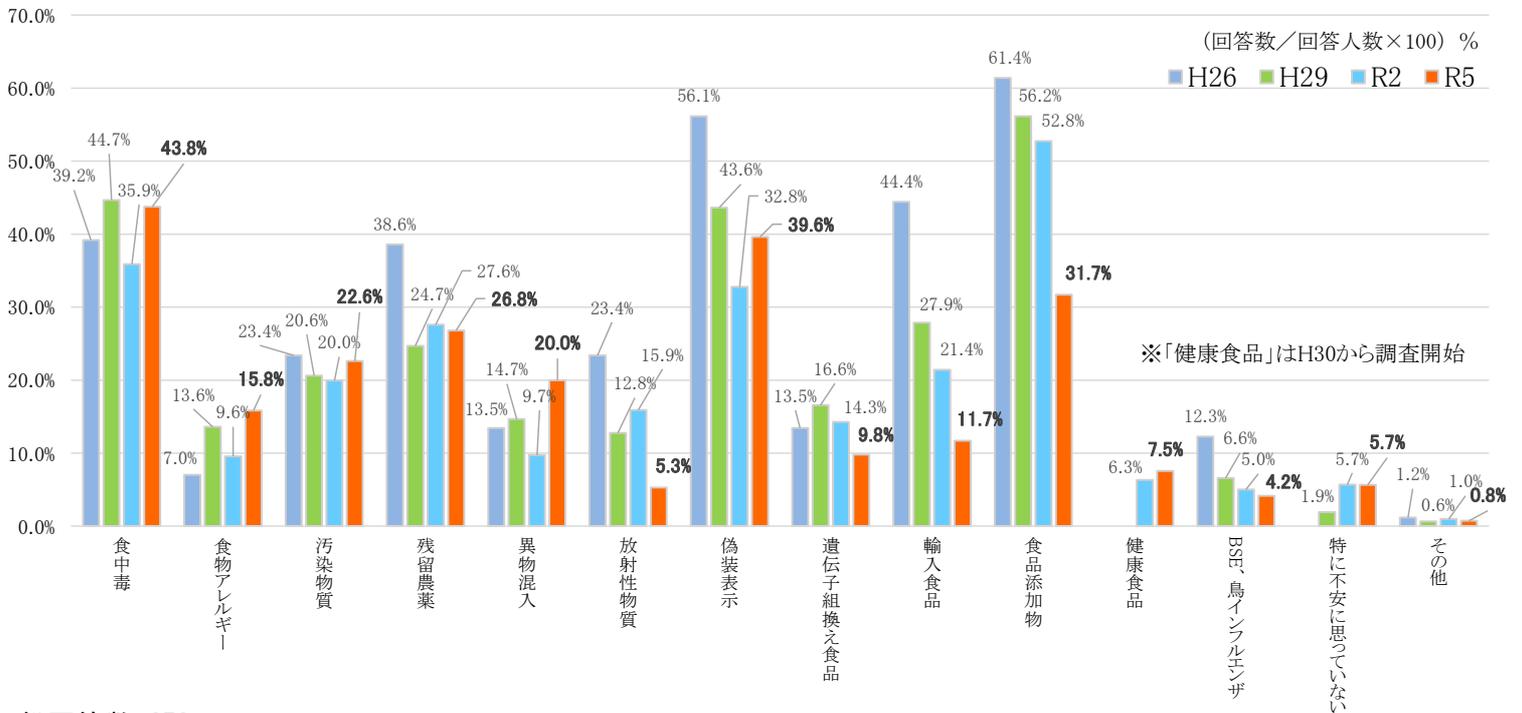
経年比較

(H26：第4次計画策定前年、H29：第5次前年、R2：第6次前年、R5：第7次前年)

➤ 「不安」「どちらかといえば不安」の理由等

- ・絶対に安全なものはないと思っているから
- ・農業従事者が年々減少しているから
- ・気候の変動が激しくて野菜が育ちにくなっているから
- ・物価高等により、「安心・安全」に手が届きにくくなりそうな気がして不安

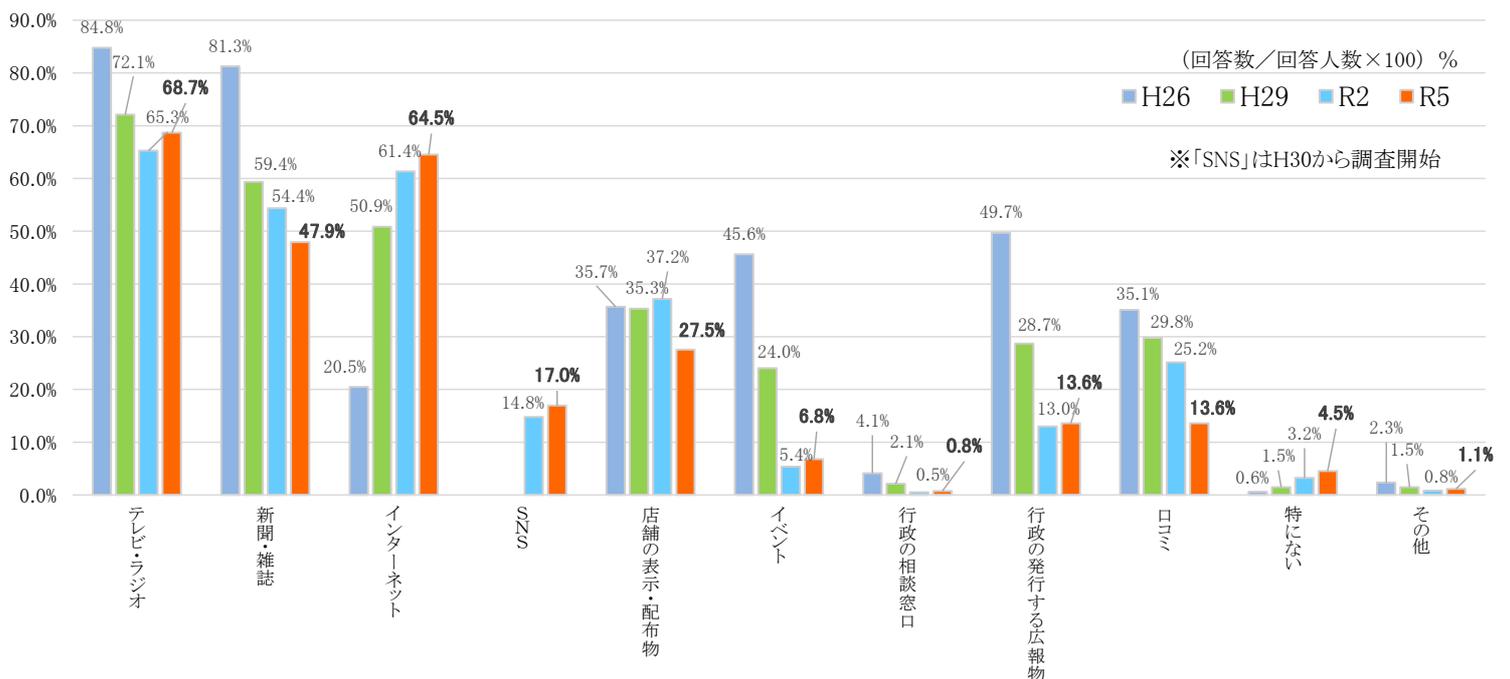
設問2 食品の安全について、あなたが特に興味をもっていることは何ですか。（3つまで回答可）



総回答数 650

食中毒（O157、ノロウイルスなど）	: 116	遺伝子組換え食品	: 26
食物アレルギー	: 42	輸入食品	: 31
汚染物質（メチル水銀、カドミウムなど）	: 60	食品添加物	: 84
残留農薬	: 71	健康食品	: 20
食品への異物混入	: 53	BSE、鳥インフルエンザ	: 11
食品中の放射性物質（放射性セシウムなど）	: 14	特に不安に思っていない	: 15
偽装表示（産地、原材料、賞味期限など）	: 105	その他	: 2

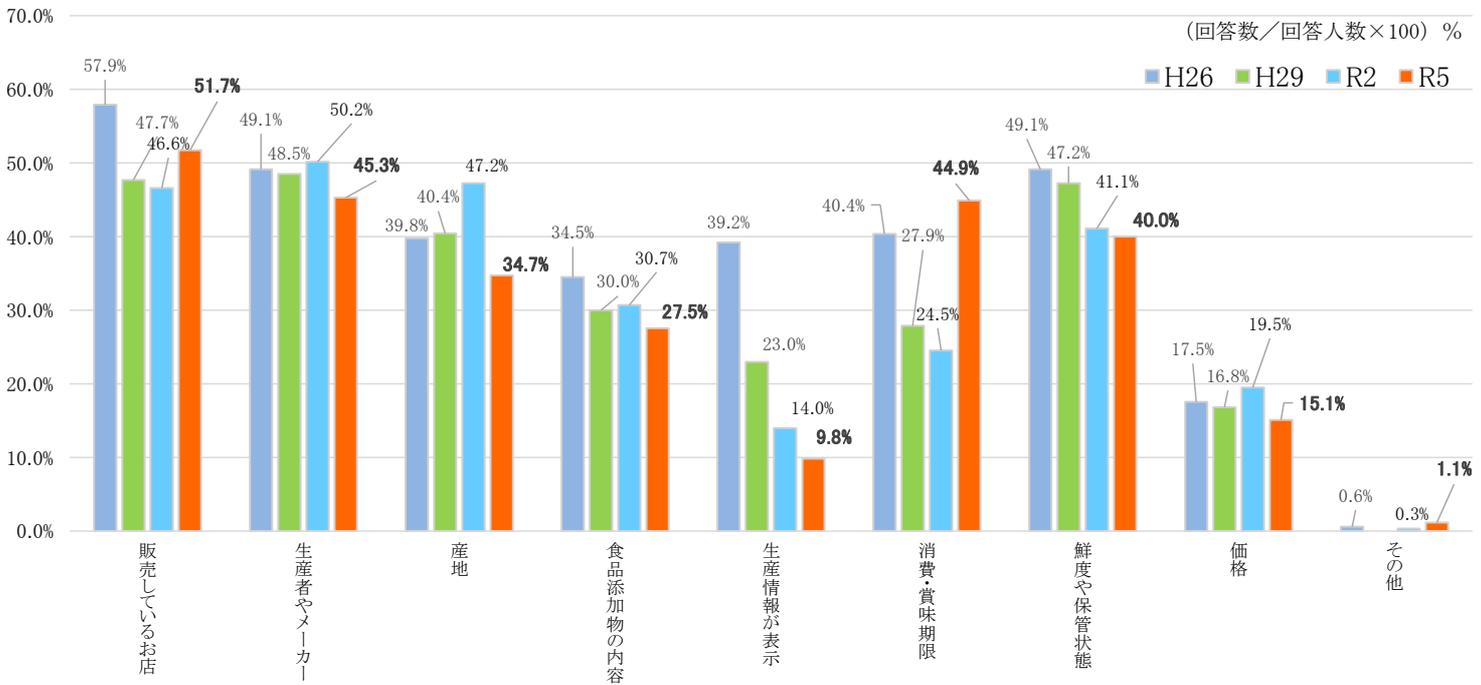
設問3 あなたは、食品の安全に関する情報について、どこから得ることが多いですか。（複数回答可）



総回答数 705

テレビ・ラジオ	: 182	行政の相談窓口	: 2
新聞・雑誌	: 127	行政の発行する広報物	: 36
インターネット	: 171	口コミ（友人・家族・従業員など）	: 36
SNS（X（旧Twitter）、Facebookなど）	: 45	特にない	: 12
スーパーや小売店、宅配などでの表示や配布物	: 73	その他	: 3
イベント（講演会・シンポジウムなど）	: 18		

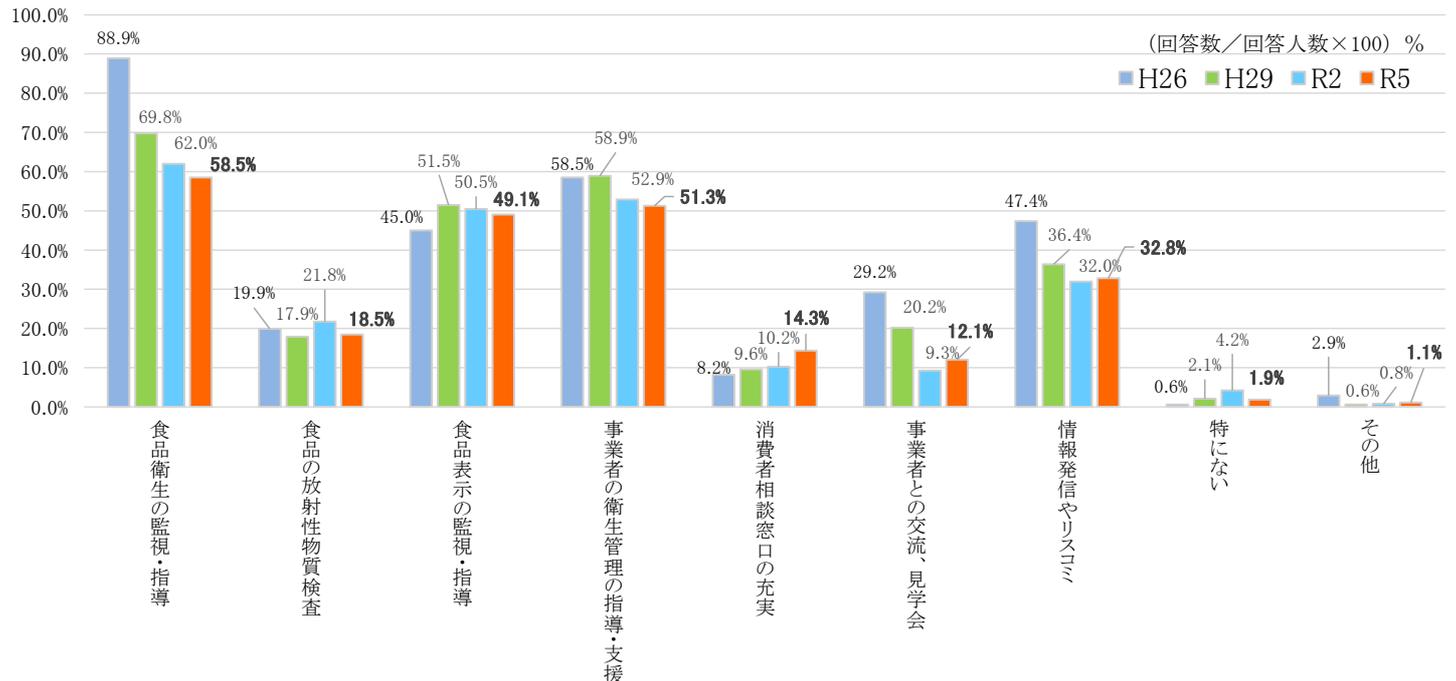
設問4 あなたは、食品を購入する時に、食品の安全についてどのような点を考慮していますか。
(3つまで回答可)



総回答数 716

販売しているお店が信頼できること	: 137	消費期限や賞味期限	: 119
生産者やメーカーが信頼できること	: 120	鮮度や保管（保存）状態が良いこと	: 106
産地	: 92	価格	: 40
食品添加物の内容	: 73	その他	: 3
生産者の名前など生産の情報を表示していること	: 26		

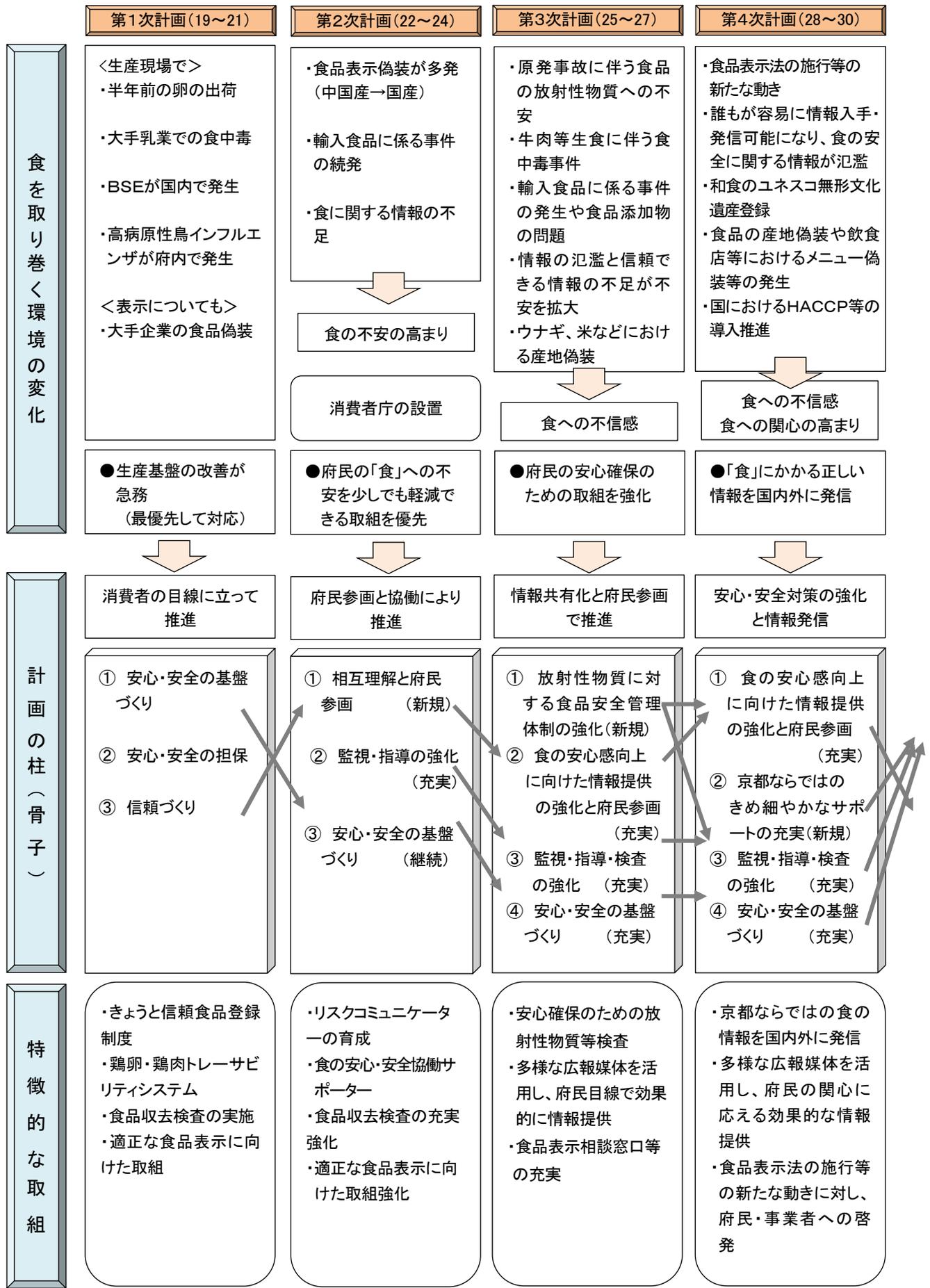
設問5 食品の安心・安全を高めるために、京都府がさらに強化すべき取組は何だと思いますか。
(3つまで回答可)



総回答数 635

残留農薬や食品添加物の検査などの食品衛生の監視・指導	: 155	消費者と食品事業者の交流会や食品工場の見学会などの開催	: 32
食品の放射性物質検査	: 49	消費者へのわかりやすい情報発信やリスクコミュニケーションの推進	: 87
食品表示の監視・指導	: 130	特にない	: 5
食品工場や売り場など事業者の衛生管理の指導・支援	: 136	その他	: 3
消費者相談窓口の充実	: 38		

京都府食の安心・安全行動計画の推移 第1～4次



京都府食の安心・安全行動計画の推移 第5～7次

第5次計画(1～3)

- ・食品表示法に基づく表示基準の改正やHACCPの制度化等
- ・食の安全に関する情報の氾濫
- ・食品の偽装や食中毒等の発生
- ・少子高齢化等への対応

めまぐるしく変化する食環境

- 食の安心・安全を支える体制の強化

食品関連事業者の育成と府民の食の選択力向上

- ① 新たな法制度に適應できる食品関連事業者等の育成 (充実)
- ② 食の信頼感向上に向けた情報の提供と府民の食の選択力向上 (充実)

- ・食品表示法に基づく表示基準の改正、HACCP制度化等への事業者向けサポート等
- ・ICTツールを活用した情報発信や消費者と食品事業者等の意見交換の場の増加
- ・生産現場や流通での監視・指導・検査・相談の強化

第6次計画(4～6)

- ・新型コロナウイルスの感染拡大
- ・食品衛生法及び食品表示法の改正等
- ・食中毒等の発生傾向の変化
- ・食品の提供主体・形態の多様化
- ・情報収集手段の多様化

食を取り巻く変化や価値観の多様化

- 変化する食の安心・安全への適応

「新しい生活様式」に対応した食の安心・安全体制の構築

- ① 食の安全性確保に向けた行政による監視・検査体制の確保 (充実)
- ② 食を取り巻く変化に対応する食品関連事業者等の自主的な取組の促進 (充実)
- ③ 府民の食に関する信頼感向上と選択力向上に向けた正確な情報の提供 (充実)

- ・生産現場や流通での監視・検査等の体制確保
- ・HACCP、原料原産地表示等の新たな制度への事業者向けサポート等
- ・府民と事業者の意見交換の促進やSNS、動画、オンライン会議等による情報発信

第7次計画(7～11)

- ・生鮮食品の産地偽装や食中毒などの発生
- ・持続可能な社会に向けた取組の推進
- ・食品表示法など食に関する法制度への対応
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大と5類への移行等
- ・オンラインシステム等デジタル化の更なる進展
- ・食品の販売形態や消費者ニーズの多様化

食への不信感

- 消費者の信頼確保のための取組を強化

府内で生産・流通する食品の信頼の向上と消費者への正確な情報発信

- ① 生産から消費に至る食品の安全性の確保 (充実)
- ② 食品関連事業者の自主的な取組の促進 (充実)
- ③ 消費者への情報提供の充実と相互理解 (充実)

- ・食中毒防止に向けた監視・指導や府内で製造・販売する食品の安全性確認のための検査等
- ・新たな食品表示やHACCP制度化への事業者向けサポート等
- ・消費者に対し、SNSや動画などのデジタル技術を活用した情報発信等

令和 5 年度第 2 回食の安心・安全審議会(令和 6 年 3 月 5 日)における意見及び府の対応

1 協議事項

- (1) 第 6 次京都府食の安心・安全行動計画に基づく令和 6 年度施策の目標について(参考:令和 5 年度実績見込)
- (2) 第 7 次京都府食の安心・安全行動計画(令和 7~9 年度)の策定について

2 報告事項

- (1) 令和 6 年度京都府食品衛生監視指導計画(案)について
- (2) 京都府の食の安心・安全に係る取組について

事項	項目	御意見の要旨	府の対応	概要への反映	担当課	
協議事項 (1)	二枚貝類の定期的な貝毒発生状況調査	下痢性貝毒の発生など、府には検査や公表に係る相談にもものっていただき、心強い。積極的に公表できるのでありがたい。	引き続き、府では京都府漁協と連携して二枚貝の貝毒モニタリング検査や毒化の原因となるプランクトン調査を実施いたします。また規制値を超える貝毒が検出された場合の対応について、府の関係公所(海洋センター、水産事務所、保健所)が連携して健康被害を未然に防ぐよう府漁協を支援いたします。 次期計画においても数値目標を継続してまいります。	第 3 章 2 (1) 本文で記載します	水産課	1
	目指す姿と数値目標の設定について	目指す姿と取組内容が直結しない取組の場合、例えばアレルギー事故が発生しない目標であればアレルギー事故発生状況の記載をするのも方法。	取組内容に応じて検討し、記載することが適切な場合は、取組②の実績として記載いたします。	(今後検討)	保健体育課、 農政課	2
	残留農薬の検査方法について	消費者に速やかに周知できるよう、農産物における残留農薬の収去検査の結果判明までの期間について短縮をお願いしたい。	検査機関と連携し、検査結果公表までの事務の効率化を図ります。また、基準に違反する食品があった場合には、関係各所と連携を図り、引き続き速やかな流通調査、原因究明、再発防止指導等必要な措置を行います。	(別途対応を検討)	生活衛生課	3
	行動計画の推進について	資料はよくまとまっており、円滑な計画の推進を期待する。	引き続き、わかりやすい資料づくりを心がけます。	対応なし	農政課、 各課	4
協議事項 (2)	食を取り巻く現状(災害時の食料提供)	「食料・農業・農村基本法」の改正にも盛り込まれた、災害時の食料提供は、関係するのではないかと。 災害時等も農産物等を安定供給することの観点を入れていただきたい。	災害時の食糧供給については、府の国土強靱化計画に情報・供給体制が定められていることから、本計画においても、第 1 章 1 「食を取り巻く現状」に記載します。	第 1 章 1 (2)	農政課、 各課	5 6
	食を取り巻く現状(SNSの活用)	SNSで情報収集することが多くなっており、活用を続けていただきたい。	引き続き、SNSも活用して情報発信することとし、計画本文に記載の上、数値目標も継続します。	第 1 章 1 (5)、 第 3 章 2 (3)	農政課、 各課	7
	取組内容の検討	常に消費者にとって何が安心・安全かの観点で検査項目や講習会等の内容を検討いただきたい。	本計画施策の柱 1 や 2 で行う検査項目や講習会等の開催に当たっては、近年改正があった制度等を踏まえた内容といたします。	今後の課題、 第 3 章 2 (1)、 (2)	農政課、 各課	8
	食の安全に関する消費者教育(食中毒)	子どもの頃からの意識付けは大切で、食中毒をはじめとした小・中学生の食の安全に関する教育が必要ではないか。	施策の柱 3 の取組として情報発信を行うこととし、出前講座等においては、食中毒や食品ロスなど食に関する周知啓発を行い【消費生活安全センター】、学校の掲示物による啓発、給食だよりにおいて保護者も含めて啓発します。【保健体育課】	第 3 章 2 (3)	生活衛生課、 保健体育課、 消費生活安全センター	9

事項	項目	御意見の要旨	府の対応	概要への反映	担当課	
協議事項 (2)	食の安全に関する消費者教育(食中毒)	大学生の食品衛生に関する知識不足を感じるので、食中毒予防などの周知啓発をお願いする。	施策の柱3として取り組むこととし、FacebookやX等のSNSツールを活用した食の安全に関する情報発信に、食中毒予防啓発に関する内容を増やしていきます。また、学生が食品提供行為を行う学園祭等の開催時には、引き続き食中毒予防講習会に積極的に出講するなど食中毒予防の意識高揚に取り組めます。【生活衛生課】 また、SNS等を活用し、食中毒予防について、府民への周知啓発を行います。【消費生活安全センター】	第3章2(3)	生活衛生課、保健体育課、消費生活安全センター	10
	食の安全に関する消費者教育(リスコミ)	京田辺市の地元では、培養肉や昆虫食など、食の新しい技術について、京都府のフードテック構想の理解が深まるコミュニケーションがあればありがたい。	施策の柱3として消費者、事業者の相互理解を進めることとします。なお、昨年「京都フードテックエキスポ」を開催し、フードテックに関するセッションやセミナー、最新技術の展示などにより理解や交流を深めているところであり、このような取組を通じて、京都のフードテックを推進してまいります。	第1章1(2)	流通・ブランド戦略課	11
	事業者への支援(テイクアウト、デリバリー等)	テイクアウトやデリバリー等、食品流通が多様化しており、食の安全の確保が必要。	今後の課題に記載するとともに、施策の柱1として取り組むこととします。なお、テイクアウトやデリバリーは喫食までの時間や温度管理の面で食中毒のリスクが高い食品提供形態と考えております。新たに許可を取得する事業者に対し、引き続き啓発、監視指導等を行います。	第1章1(6)、今後の課題、第3章2(1)	生活衛生課	12
	事業者への支援(食品表示講習会)	食品表示は細かく変わるため、制度改正の内容など、零細事業者まで届くような講習会をしていただきたい。	本計画施策の柱2で行う講習会等の開催に当たっては、近年改正があった制度等を踏まえた内容といたします。	第1章1(3)、今後の課題、第3章2(2)	農政課、生活衛生課、健康対策課	13
	事業者への支援(HACCP研修会)	食品関連事業者のHACCPの考え方に基づいた取組状況には課題があると感じている。事業者の意識がさらに高まるような食品衛生に関する研修会、講習会の開催等、引き続き指導をお願いしたい。	施策の柱2の中に記載することとし、府食品衛生協会と連携し、府内各所で研修会を開催し、引き続きHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のフォローアップを行います。また、保健所職員による施設立入時等には施設状況や取組状況等を踏まえ、従事者の実情を考慮した丁寧な指導を引き続き実施していきます。	第1章1(3)、今後の課題、第3章2(2)	生活衛生課	14
	食の安全に関する消費者教育(通信販売トラブル)	デジタル化やネットの活用がさらに進展している中、食の安心・安全に係る食品の通信販売トラブルの被害防止などの課題にも対応できればと思う。	施策の柱3の中に記載することとし、SNSやホームページを活用し、通信販売トラブルの情報を周知するなど、府民への注意喚起を行い被害の未然防止を図ります。 なお、上記の取組については「京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」に記載されておりますので本計画には記載しないものの、関連する他計画と相互に連携しながら施策を推進してまいります。	別計画	消費生活安全センター	15
	食の安全に関する消費者教育(食品ロス)	事業者が食品ロス削減に取り組んでいる中で、様々な考えの消費者もおられ、消費期限が短い等でお叱りもあり、苦慮している。 食品ロス削減の考え方など消費者教育をすることで、理解が深まり、食品ロス削減の取組が推進すると考える。	京都市児童館学童連盟と連携し、コンシューマーボランティア(大学生)による出前講座を、小学生を対象に京都市内児童館で実施するなど取り組んでいます。今後も、年齢等に応じた消費者教育の実施や啓発を行います。【消費生活安全センター】 なお、上記の取組については「京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」に記載されており、また、「京都府食品ロス削減推進計画」において研修等が実施されておりますので本計画には記載しないものの、関連する他計画と相互に連携しながら施策を推進してまいります。	別計画	循環型社会推進課、消費生活安全センター	16

